

事務連絡  
令和8年4月23日

一般社団法人兵庫県産業資源循環協会 御中

兵庫県環境部環境整備課

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第38条に  
基づく報告について（周知）

平素は、兵庫県の資源循環行政の推進にご協力賜り、御礼申し上げます。

令和7年11月21日に全面施行された資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第38条では、一定規模以上の産業廃棄物処分業者（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）に対し、毎年6月30日までに、産業廃棄物の種類及び処分方法の区分ごとに、前年度における処分の数量及び再資源化を実施した数量を環境大臣に報告することを義務付けています。また、特定産業廃棄物処分業者に該当しない事業者であっても、任意で再資源化の実施状況を報告することができます。

つきましては、別添チラシ及び下記の環境省ホームページ等を参考に、期日までに報告いただくよう、貴会員への周知等にご協力賜りますようお願いいたします。

## 記

### 1. 環境省ホームページ

制度の概要 [https://www.env.go.jp/recycle/waste/page\\_01721.html](https://www.env.go.jp/recycle/waste/page_01721.html)

制度の手引き <https://www.env.go.jp/content/000391331.pdf>

### 2. 報告方法

以下の報告・公表システムからご報告ください。

<https://hk.sanpainet.or.jp/top-page>

### 3. 問い合わせ先

報告・公表制度専用コールセンター

TEL : 03-4355-0160（平日 10:00～12:00/13:00～17:00）

E-mail : [info@sanpainet.or.jp](mailto:info@sanpainet.or.jp)

以上

兵庫県環境部環境整備課廃棄物規制班 中坪 TEL : 078-362-9089 E-mail : <a href="mailto:kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp">kankyouseibika@pref.hyogo.lg.jp</a>
---